

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和47年沖縄県条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

土地改良事業の種別		比率
農地整備事業	経営体育成型	100分の12.5以内
	畑地帯担い手育成型	100分の12.5以内
	畑地帯担い手支援型	100分の12.5以内
通作条件整備事業		100分の7.5以内
農業基盤整備促進事業		100分の10以内
水利施設整備事業	基幹水利施設整備型	100分の10以内
	水利区域内農地集積促進型	100分の10以内
ため池等整備事業	用排水施設整備工事	100分の9以内
農地保全整備事業	農地侵食防止工事	100分の10以内
	農地侵食防止工事（排除工事を除く。）と併せ行うほ場整備、畑地かんがい及び農地開発の工事	100分の12.5以内

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、平成26年度分の分担金から適用する。

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

農業基盤整備促進事業及びため池等整備事業の施行に要する費用の一部につき当該事業によって利益を受ける者から徴収する分担金の徴収根拠を定めるほか、土地改良事業の種別の変更及び廃止並びに分担金に係る比率の変更を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。